

# 第65期定時株主総会 招集ご通知

**日時** 2019年12月23日（月曜日）午前10時

**場所** 北海道帯広市西7条南19丁目1番地  
北海道ホテル 2階 大雪の間  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

## 目次

第65期定時株主総会招集ご通知 .....	1
(提供書面)	
事業報告 .....	3
計算書類 .....	21
監査報告 .....	24
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件 .....	27
第2号議案 監査役1名選任の件 .....	28

株主総会会場ご案内図

証券コード7643  
2019年12月4日

株 主 各 位

北海道帯広市西20条南1丁目14番地47  
株 式 会 社 ダ イ イ チ  
代表取締役社長 鈴 木 達 雄

### 第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月21日（土曜日）午後6時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

## 記

<b>1 日 時</b>	2019年12月23日（月曜日）午前10時
<b>2 場 所</b>	北海道帯広市西7条南19丁目1番地 北海道ホテル 2階 大雪の間 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 第65期（2018年10月1日から2019年9月30日まで）事業報告 及び計算書類の内容報告の件
	<b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daiichi-d.co.jp/>) に掲載しておりますので、本提供書面には記載していません。  
なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daiichi-d.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2018年10月1日から  
2019年9月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の底堅い推移を背景に雇用情勢の改善と設備投資の増加に支えられて、緩やかな回復基調が続いたものの、米中貿易摩擦の長期化などによる海外経済の減速に伴い、輸出や生産に弱さが見られるなど、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

当社を取り巻くスーパーマーケット業界は、人口減少と高齢化の進行、消費構造の変化と購買行動の多様化、最低賃金の改定と必要な人材の確保による人件費の上昇など、業界を取り巻く環境の変化に加えて、ディスカウントストアやドラッグストア、拡大するネットショッピングなどとの業種・業態の垣根を越えた競争の激化により、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境のもとで当社は、これまでと同様にスーパーマーケット事業に資源を集中し、当事業年度の重点実施事項として「既存店の増床による競争力強化」、「オペレーションの改善による収益力の向上」、「人手不足への対応と人時売上高の精度向上」、「競合店対策の徹底」、「コンプライアンスの向上と福利厚生の実施」、「粗利益率の向上」、「人材教育の徹底」、「イトーヨーカ堂との共同販促の推進」を掲げ、変化を続ける社会環境において、お客様から今まで以上に必要とされ、頼りにされる企業であり続けるための様々な施策を実施し、販売力の強化とお客様満足度の向上に努めております。

また、消費者の低価格志向と買い回り傾向が強まる中で、お客様の信頼と支持を得るため、新鮮かつ安全で安心なお買い得商品及び付加価値の高い魅力ある商品の提供に努め、地域のお客様の「食のライフライン」と「食文化」に貢献できる店作りに取り組んでまいりました。

これまでどおり当社は、「凡事徹底」を行動の基本とし、一人ひとりの人間力を磨くとともに、現地・現場・現品主義の徹底と強化を図り、強固な企業構造の構築を進め、持続的かつ安定的に成長し、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

店舗の状況につきましては、2019年4月に快適な買い物空間の提供と品揃えの強化を図り、お客様のより豊かな食生活の向上に資するため、「白樺店（帯広ブロック）」の売場面

積を1.5倍(2,512㎡)に拡張する改装を実施いたしました。また、物販スペース以外に、地域貢献活動として、社会福祉法人と連携して、健康教室や文化講座の実施など、地域住民の交流拠点「地域支縁くらぶ白樺」の開設、キッズコーナーの設置やイトイン・パブリックスペースの拡充に取り組み、お客様が一日中過ごせる「憩いの場」を提供し、好評を得ております。なお、当事業年度末現在の店舗数は、帯広ブロック10店舗、旭川ブロック8店舗、札幌ブロック5店舗、合計23店舗であります。

株式会社イトーヨーカ堂との取り組みにつきましては、セブン&アイグループのスーパーセクターで構成するスーパーマーケット連絡協議会を通して、情報とシナジーの共有化を図るとともに、セブンプレミアム商品の売上高構成比の向上と共同販促の更なる推進に努めました。

売上高につきましては、消費支出の一進一退が続く中で、競合店対策の強化やお客様が求める新鮮で美味しい価値ある商品の提供などにより、前期に比べ0.3%増加いたしました。

地域別の売上高につきましては、帯広ブロックは176億33百万円(前期比0.7%増)、旭川ブロックは126億48百万円(前期比0.6%増)、札幌ブロックは101億84百万円(前期比0.8%減)となりました。

売上総利益率につきましては、商品調達コストの改善や適正在庫の維持などにより、前期に比べ0.3ポイント改善し、24.7%となりました。また、販売費及び一般管理費につきましては、人材の維持と確保に伴う人件費の増加により、売上高に対する比率は、前期に比べ0.2ポイント増の22.7%となりました。

これらの結果、当事業年度における売上高は404億70百万円(前期比0.3%増)、営業利益は13億42百万円(前期比5.3%増)、経常利益は13億56百万円(前期比5.5%増)、当期純利益は、特別損失に「減損損失(225百万円)」等を計上したことにより、7億50百万円(前期比5.9%減)となりました。

部門別売上高状況は、次のとおりであります。

区 分	第64期 (2017.10.1～2018.9.30)		第65期(当事業年度) (2018.10.1～2019.9.30)		前期比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
青 果	百万円 6,535	% 16.2	百万円 6,585	% 16.3	百万円 49	% 0.8
水 産	4,057	10.1	3,971	9.8	△86	△2.1
畜 産	5,499	13.6	5,518	13.6	19	0.3
惣 菜	3,716	9.2	3,694	9.1	△21	△0.6
デ イ リ ー	6,077	15.1	6,141	15.2	64	1.1
一 般 食 品	12,543	31.1	12,685	31.3	142	1.1
日 用 雑 貨	910	2.3	922	2.3	12	1.4
そ の 他	1,007	2.4	951	2.4	△55	△5.5
合 計	40,347	100.0	40,470	100.0	123	0.3

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は、有形固定資産の取得5億56百万円、敷金の支払で26百万円の合計5億82百万円であります。その主な内容は、白樺店の増床リニューアルに伴うものであります。

なお、当事業年度中において重要な設備の除却、売却等はありません。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 62 期 (2016年9月期)	第 63 期 (2017年9月期)	第 64 期 (2018年9月期)	第 65 期 (当事業年度) (2019年9月期)
売 上 高	36,261百万円	39,038百万円	40,347百万円	40,470百万円
経 常 利 益	1,164百万円	1,373百万円	1,285百万円	1,356百万円
当 期 純 利 益	749百万円	1,829百万円	797百万円	750百万円
1株当たり当期純利益	65円58銭	160円08銭	69円76銭	65円67銭
総 資 産	15,586百万円	17,537百万円	17,880百万円	18,288百万円
純 資 産	8,514百万円	10,293百万円	10,972百万円	11,583百万円

(注) 1. 2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第62期(2016年9月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内経済は雇用・所得環境の改善や各種政策の効果などにより、緩やかな景気回復基調が続くことが期待されますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動にも留意する必要があります、慎重な判断が求められる状況にあります。

スーパーマーケット業界におきましては、消費税増税に伴う節約志向と生活防衛意識の高まる中で、業種・業態を超えた競争の激化、少子高齢化による消費の減少、人手不足の深刻化による人件費の上昇、原材料価格や物流費の高騰など、非常に厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような環境の中で当社は、「既存店の改装とスクラップ&ビルドの推進」、「消費税増税対策と競合店動向調査の強化」、「人手不足への対応と人時売上高の精度向上」、「オペレーションの改善と発注制度の見直し」、「粗利益率の低い店舗の底上げ」、「階級別による人材教育の実践」、「コンプライアンスの徹底と福利厚生の実施」、「イトーヨーカ堂との共同販促の更なる深掘り」、以上の8項目を重点実施事項に掲げ、更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。

店舗の改装につきましては、既存店の競争力強化と収益力の向上を実現するため、「オーケー店（帯広ブロック）」など数店舗を予定しており、お客様の利便性と満足度の向上を目指します。

引き続き、「凡事徹底」を行動の基本とし、現地・現場・現品主義の徹底、店舗競争力と商品力の強化を図り、収益構造の改善と持続的な成長の実現に努めてまいります。

今後も当社は、「お客様の毎日の食生活をより楽しく、豊かに、便利にするためのお手伝いをする」とともに、価値ある商品・質の高いサービスを提供し、お客様から信頼され、支持される店作りを進め、地域のお客様の「食文化と食のライフライン」を支える努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（2019年9月30日現在）

- ① 総合食料品の販売
- ② 日用品の販売
- ③ 書籍、雑誌、文房具の販売
- ④ 衣料用繊維製品の販売
- ⑤ 家庭用電化製品の販売
- ⑥ ペット用品、ペットフードの販売
- ⑦ 酒類、煙草、印紙の販売
- ⑧ 前各号に関連する一切の事業

(6) 主要な事業所 (2019年9月30日現在)

本社 北海道帯広市西20条南1丁目14番地47

(営業本部・管理本部)

旭川本部 北海道旭川市春光1条8丁目1番地77

札幌本部 北海道札幌市西区八軒10条東5丁目2番

帯広ブロック

北海道帯広市

壱号店

東店

啓北店

白樺店

みなみ野店

自衛隊前店

北海道河西郡芽室町

めむろ店

北海道中川郡幕別町

札内店

北海道河東郡音更町

音更店

オーケー店

旭川ブロック

北海道旭川市

西店

東光店

末広店

東旭川店

旭町店

二条通店

花咲店

豊岡店

札幌ブロック

北海道札幌市

八軒店

白石神社前店

発寒中央駅前店

清田店

北海道恵庭市

恵み野店

センター

帯広市

惣菜センター

帯広配送センター

旭川市

旭川配送センター

(7) 使用人の状況 (2019年9月30日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
311名	10名増	36.0歳	12.9年

(注) 使用人数には、準社員及びパートナー社員等（アルバイトを含む。）1,079名（1日8時間、1か月22日換算）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年9月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社北陸銀行	269百万円
株式会社北海道銀行	51

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2019年9月30日現在)

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数    | 24,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数    | 11,438,640株 |
| (3) 株主数         | 5,226名      |
| (4) 大株主 (上位10名) |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 イ ト ヨ カ 堂	3,432,000株	30.03%
ダ イ イ チ 取 引 先 持 株 会	523,800	4.58
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT O M 0 2 5 0 5 0 0 2	264,808	2.31
若 園 清	263,100	2.30
小 西 典 子	256,220	2.24
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTU NITIES FUND	200,000	1.75
株 式 会 社 北 陸 銀 行	193,040	1.68
株 式 会 社 北 洋 銀 行	186,000	1.62
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	172,800	1.51
鈴 木 達 雄	166,404	1.45

(注) 持株比率は自己株式 (12,088株) を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2019年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	鈴木 達 雄	
代表取締役専務	若 園 清	総務部担当
常務取締役	川 瀬 豊 秋	経理部兼企画IR部兼システム室担当
常務取締役	中 本 泰 廣	商品本部兼開発企画部担当
取 締 役	野 口 一	販売部長兼帯広ブロック長兼惣菜担当
取 締 役	宮 川 明	(株)イトーヨーカ堂監査役
取 締 役	井 雲 康 晴	
常 勤 監 査 役	堀 内 健 三	
監 査 役	笹 井 祐 三	三洋興熱(株)代表取締役社長
監 査 役	東 城 敬 貴	朝日税理士法人帯広事務所代表社員（税理士）

- (注) 1. 取締役宮川 明氏及び井雲康晴氏は、社外取締役であります。なお、当社は、取締役井雲康晴氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 監査役笹井祐三氏及び東城敬貴氏は、社外監査役であります。なお、当社は、監査役東城敬貴氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役堀内健三氏は、13年間当社の常務取締役として経理部長を兼任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役笹井祐三氏は、三洋興熱株式会社の代表取締役社長であり、経理・財務をはじめ企業経営全般の豊富な経験と高い見識のもと他社の監査役に就任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役東城敬貴氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
若園 清	代表取締役専務 開発企画本部長	代表取締役専務 総務部担当	2019年5月11日
川瀬 豊秋	常務取締役 常務本部長	常務取締役 経理部兼企画IR部兼 システム室担当	2019年5月11日
中本 泰廣	常務取締役 商品本部長	常務取締役 商品本部兼開発企画部担当	2019年5月11日
野口 一	取締役 販売本部長兼 商品部長	取締役 販売本部長兼 帯広ブロック長	2018年10月11日
	取締役 販売本部長兼 帯広ブロック長	取締役 販売部長兼帯広ブロック長 兼惣菜担当	2019年5月11日

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 ( うち 社 外 取 締 役 )	8名 (2名)	125,078千円 (3,250千円)
監 査 役 ( うち 社 外 監 査 役 )	3 (2)	8,806 (4,420)
合 計 ( うち 社 外 役 員 )	11 (4)	133,884 (7,670)

- (注) 1. 上記には、事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2008年12月24日開催の第54期定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1996年12月20日開催の第42期定時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額12,257千円(取締役8名に対し11,611千円(うち社外取締役2名に対し250千円)、監査役3名に対し646千円(うち社外監査役2名に対し340千円))が含まれております。
5. 当事業年度末現在の役員退職慰労引当金の残高(当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額を除く。)は、次のとおりであります。
- 取締役7名に対し136,381千円(うち社外取締役2名に対し850千円)  
監査役3名に対し10,608千円(うち社外監査役2名に対し6,630千円)

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役宮川 明氏は、株式会社イトーヨーカ堂の監査役であります。株式会社イトーヨーカ堂は当社の大株主であります。また、当社は、株式会社イトーヨーカ堂の親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスの関係会社との間にリース契約等の取引関係があります。
- ・監査役笹井祐三氏は、三洋興熱株式会社の代表取締役社長であります。当社は、三洋興熱株式会社との間に灯油購入等の取引関係があります。
- ・監査役東城敬貴氏は、朝日税理士法人帯広事務所代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	宮川 明	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、小売業界に関する豊富な知識・経験を活かした意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	井雲 康 晴	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、経営コンサルタントとしての専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
監 査 役	笹 井 祐 三	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席、監査役会5回の全てに出席し、主に当社事業に対する専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項及び議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	東 城 敬 貴	当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席、監査役会5回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項及び議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人シドー

(2) 報酬等の額

- ・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 17,000千円
- ・当社が会計監査人に支払うべき金銭  
その他の財産上の利益の合計額 17,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社の業務を担当する取締役は、自己の担当領域について、法令等の順守体制を構築する権限と責任を有する。また、総務担当取締役は、これらを横断的に推進し管理する。
  - ② 当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンスの基本方針である「企業倫理規程」に、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度で対応し、経済的な利益を供与しないことを掲げ、関係を排除する。また、総務部を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し対応するとともに、地元警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備する。
  - ③ 内部監査室は、当社のコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施し、確認する。
  - ④ 監査役は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努める。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 当社の取締役は、取締役会及び常勤役員会等の議事録、稟議決裁書その他その職務の執行に係る情報を、文書管理規程の定めるところに従い適切に保存しかつ管理する。また、それらの文書は、監査役の要請によりいつでも閲覧に応じる。
  - ② 当社に関する重要な情報については、開示を担当する主管部署が、迅速かつ網羅的に収集し、適時に正確な情報開示を実施する。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 法令順守、災害、衛生管理等に係るリスクについては、当社のそれぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。なお、リスク管理部門として総務部がリスク管理活動を統括し、規程の整備とその運用を図る。また、内部監査室において、内部監査規程の定めるところに従い定期的に監査を行う。

- ② 事業の重大な障害、重大な事件・事故、重大な災害等が発生したときには、当社における損害を最小限に抑えるため、危機管理本部を設置し、直ちに業務の継続に関する施策を講じる。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、取締役会規程の定めるところに従い、重要案件はすべて取締役会に付議する。なお、業務執行の意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため、月2～3回常勤役員会を開催する。また、日常の業務執行は、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等により、担当役員、部長、次長、課長などの職制ラインに順次権限と職責を適切に委譲し、適時的確な意思決定と決定内容に沿った業務執行を行う。
- (5) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役の補佐員を任命する。
- (6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項  
① 当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を必要とする。  
② 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。
- (7) 当社の監査役への報告に関する体制  
① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査役に対し報告を行う。また、上記にかかわらず、監査役は必要に応じ、いつでも取締役又は使用人に対し報告を求めることができる。  
② 内部通報制度の担当部署は、当社の役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査役に対して報告する。

- (8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- (9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- (10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行う。
- ② 監査役は、内部監査室と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。
- ③ 監査役は、内部監査室と連携し、当社の業務の効率化、適法性及び妥当性を監査する。また、監査で改善指摘を受けた事項は、各所属長の責任において速やかに改善を行う。
- ④ 監査役会が、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができ、その費用は会社が負担する。

- (11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 法令順守及び取締役の効率的職務執行

取締役は、取締役会を12回、常勤役員会を21回開催し、経営の基本方針、経営に関する重要事項ならびに法令で定められた事項などの決定、業務執行状況の監督を行っております。

また、常勤役員会メンバーと次長職以上をもって組織される経営会議を12回開催し、詳細な業績分析と報告、業務執行の具体的な内容、その背景となる重要事項及び具体的対応策について審議を行っております。

- ② 損失の危険の管理

法令順守、災害、衛生管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、また、リスク管理

部門としての総務部がリスク管理活動を統括し、規程の整備とその運用を図っております。

③ 監査役監査の実効性確保

監査役は、監査役会を5回開催するとともに、取締役会、常勤役員会及びその他の重要な会議に参加し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定がなされていないかどうかについて監査を行っております。

また、監査役は、取締役会・取締役・内部監査室・会計監査人等との意見交換を通じて、監査役監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

- 
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。  
2. 消費税等の会計処理方法については、税抜方式を採用しております。

# 貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,424,281	流 動 負 債	4,918,251
現金及び預金	3,578,187	買掛金	2,502,786
売掛金	525,229	1年内返済予定の長期借入金	231,451
商品及び製品	910,030	リース債務	300,775
原材料及び貯蔵品	2,204	未払金	577,309
前払費用	81,738	未払費用	409,903
未収入金	327,079	未払法人税等	258,979
その他	1,311	未払消費税等	127,243
貸倒引当金	△1,500	預り金	134,432
固 定 資 産	12,864,431	賞与引当金	167,804
有形固定資産	10,928,005	その他	207,566
建物	4,008,839	固 定 負 債	1,786,699
構築物	51,445	長期借入金	151,334
工具、器具及び備品	65,937	リース債務	504,893
土地	6,070,442	退職給付引当金	621,592
リース資産	731,339	役員退職慰労引当金	158,946
無形固定資産	14,490	資産除去債務	16,817
借地権	5,350	長期預り敷金保証金	333,115
電話加入権	9,139	負 債 合 計	6,704,950
投資その他の資産	1,921,935	純 資 産 の 部	
投資有価証券	55,050	株 主 資 本	11,595,070
出資金	1,828	資 本 金	1,639,253
長期貸付金	854,307	資 本 剰 余 金	1,566,100
長期前払費用	70,624	資 本 準 備 金	1,566,100
繰延税金資産	284,716	利 益 剰 余 金	8,392,698
敷金及び保証金	655,135	利 益 準 備 金	159,266
その他	272	その他利益剰余金	8,233,432
資 産 合 計	18,288,713	別 途 積 立 金	4,700,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,533,432
		自 己 株 式	△2,980
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△11,308
		その他有価証券評価差額金	△11,308
		純 資 産 合 計	11,583,762
		負 債 純 資 産 合 計	18,288,713

## 損 益 計 算 書

(2018年10月1日から  
2019年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		40,470,947
売 上 原 価		30,487,506
売 上 総 利 益		9,983,440
営 業 収 入		
不 動 産 賃 貸 収 入	445,220	
そ の 他	112,288	557,508
営 業 総 利 益		10,540,949
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,198,496
営 業 利 益		1,342,453
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,543	
受 取 配 当 金	2,638	
そ の 他	11,588	21,770
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,494	
そ の 他	3,076	7,570
経 常 利 益		1,356,652
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	42,658	
減 損 損 失	225,629	
災 害 に よ る 損 失	2,700	270,988
税 引 前 当 期 純 利 益		1,085,664
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	402,709	
法 人 税 等 調 整 額	△67,394	335,315
当 期 純 利 益		750,348

## 株主資本等変動計算書

(2018年10月1日から  
2019年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
				別 途 積 立 金					
当期首残高	1,639,253	1,566,100	1,566,100	159,266	4,400,000	3,208,775	7,768,041	△2,978	10,970,415
当期変動額									
別途積立金の積立					300,000	△300,000	－		－
剰余金の配当						△125,692	△125,692		△125,692
当期純利益						750,348	750,348		750,348
自己株式の取得								△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	300,000	324,656	624,656	△1	624,655
当期末残高	1,639,253	1,566,100	1,566,100	159,266	4,700,000	3,533,432	8,392,698	△2,980	11,595,070

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	1,761	1,761	10,972,177
当期変動額			
別途積立金の積立			－
剰余金の配当			△125,692
当期純利益			750,348
自己株式の取得			△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△13,070	△13,070	△13,070
当期変動額合計	△13,070	△13,070	611,584
当期末残高	△11,308	△11,308	11,583,762

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年11月14日

株式会社ダイイチ  
取締役会 御中

監査法人シドー

指定社員 公認会計士 政 近 克 幸 ①  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 菅 井 朗 ①  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイイチの2018年10月1日から2019年9月30日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人シドールの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月15日

株式会社ダイイチ 監査役会

常勤監査役	堀	内	健	三	Ⓜ
社外監査役	笹	井	祐	三	Ⓜ
社外監査役	東	城	敬	貴	Ⓜ

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金13円（前期より2円増配）といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、148,545,176円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年12月24日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 300,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額  
別途積立金 300,000,000円

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役笹井祐三氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏 (生 年 月 日)	がな 名  略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
さ さ い 井 ゆう 祐 (1944年4月27日)	三 ぞう 三  1975年9月 三洋興熱(株)取締役 1978年11月 当社監査役(現任) 1979年5月 三洋興熱(株)代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 三洋興熱(株)代表取締役社長	73,188株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 笹井祐三氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由について  
 笹井祐三氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、当社の経営に対して有益なご発言や率直なご指摘をいただいております。同氏の過去及び現在の活動状況に照らして当社の業務執行者から独立した立場を有していることから、社外監査役候補者とするものであります。
4. 監査役に就任してからの年数(本総会終結の時まで)  
 笹井祐三氏 41年
5. 当社は、笹井祐三氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、笹井祐三氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

以 上





## 株主総会会場ご案内図

北海道帯広市西7条南19丁目1番地

北海道ホテル 2階 大雪の間

電話 (0155) 21-0001 (代表)



交通の  
ご案内

- ・タクシー利用の場合  
帯広駅より約5分
- ・バス利用（十勝バス）の場合  
帯広駅前北口より大空団地行70乗車（約10分）、イオン帯広店前下車、徒歩約5分